



11様式第9号 (第6条関係)
(交付対象会派用)

支 出 伝 票

		代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号									
				1 - /									
支 出 項 目	1 資料作成費		令和 5年 5月 2日 起票										
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td>¥</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>				金 額	¥	4	0	0	0	0	0	円
金 額	¥	4	0	0	0	0	0	円					
内 容	令和5年2月 定例議会報告チラシ 印刷代、配布代			按分割合	100%								
《領収書添付欄》													

領 収 証

No. _____

市川市議会自由民主党様

2023年5月2日

¥ 400,000 -

但し速報「令和5年2月定例会の報告」チラシ制作・印刷・ポストインが費用として
上記の金額正に領収いたしました



Design & Printing
株式会社



ポスター・パンフレット・定期刊行

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸薬師1-17-9
TEL 03(3669)6208 FAX 03(3667)1048

市川市議会 令和5年2月 定例会の ご報告

私たちは市川市議会の有志議員です。市川市議会定例会は年に4回(2月、6月、9月、12月)開催されておりますが、その内容は『市議会だより』として発行され、市民の皆さまに周知が図られています。

ただこの『市議会だより』の発行日は、2月定例会号は5月の第2土曜日、6月定例会号は8月の第2土曜日などと、定例会閉会から発行までに約2カ月を要することから、私たち市議会議員の元には、「2月定例会の内容を今すぐ知りたい…」「『市議会だより』の発行まで待てない…」などといったお声や問い合わせが市内各地から相次いで寄せられております。

そこでこの度、市政に関心をお寄せ下さる市民の方々からのご要望にお応えすべく、有志議員で「2月定例会のご報告」を発行することと致しました。

この機会にご一読頂き、市議会への関心を高めて頂ければ幸いです。

全国初となる いわゆるかき殻条例など 55議案を可決

市川市議会2月定例会は、2月8日告示・15日開会の日程で開催され、3月13日に無事閉会されました。

2月定例会においては、全国初となるいわゆる「かき殻条例(正式名称:市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例の制定について)」など55議案が可決されました。

なお、このかき殻条例とは、近年、江戸川放水路においてかき殻の不法投棄が続いていたことから、その対策として本市が4月1日からの施行を目指して条例案を提出し、市議会も全会一致でこれを可決致したものです。

また、令和5年度予算の審査に際しては、八幡地区にて市民1万5,000人を対象に実証実験を予定している(期間:5月22日～8月31日)デジタル地域通

貨を中心に活発な質疑が展開されました。

仮にこのデジタル地域通貨を市内全域に拡大する場合、数億円から10数億円の財政支出が想定されることから、多くの議員からは質疑を通じて懸念点が示されました。これに対し本市は、市内全域への拡大を判断する際には、「実証実験を経て、一定期間を置き複数回に渡る検証を重ねる必要がある」との見解を示し、実証実験の効果を慎重に見極めた上で市内全域への拡大の可否を判断する旨の答弁がなされました。

さらに、公共施設個別計画(対象期間は2030年度まで)についての改定案も示されました。パブリックコメントを通じて最終的な判断をすることが前提ではありますが、クリーンセンターや斎場の建て替えを優先する田中市長の方針に基づき、国府台球場やびあば一く妙典こども施設、八幡市民複合施設を除き、各施設の建て替えは、既に新校舎推進会議が設置されている宮田小学校も含め令和8年度以降まで少なくとも3年間は軒並み先送りされる案が示されました。

松井努議員に対する 議員辞職勧告決議案を可決

令和5年2月15日、5人の議員から「松井努議員(会派「緑風会」)に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について」が提出されました。

本決議案は、松井努議員(会派「緑風会」)が、令和4年12月定例会において、松井議員に対し議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する旨の決議案が可決された(市議会だより①参照のこと)後も、責任の取り方を示すどころか、一切の瑕疵なく適法に可決された同決議案について「憲法違反」などと事実無根の主張を繰り返していたこと、また、市議会並びに議長及び同決議案に賛成した各議員を客観的事実に一切基

づくことなく一方的に誹謗中傷するビラを令和5年2月10日付で市内の一部に配布するなどといった前代未聞の暴挙に及んだことから提出されたものであります。

客観的事実に一切基づくことなく自らの主張のみを一方的に繰り返すといった行為は、これまでも幾度となく繰り返されてきた松井議員の悪癖であることに鑑み、多くの議員が松井議員には市議会議員に求められる資質がないものと判断せざるを得ないとの結論に至ったことから、松井議員に対し、自ら深く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告した次第です。

採決の結果、議会は多数をもってこれを可決しました。

なお、松井努議員による不祥事は本件に限られません。令和3年12月8日の本会議においては、地方自治法に違反する形で他人の私生活にわたる言論

松井努議員に対し議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議案を可決

令和4年12月2日、5人の議員から「松井努議員(会派「緑風会」)に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議について」が提出されました。

本決議案は、松井努議員が、令和3年12月8日の本会議において他人の私生活にわたる言論をしたこと等について議会が科した陳謝の懲罰を受け入れ、令和4年2月8日、議場において陳謝したにもかかわらず、その後、懲罰を科すことに賛成した議員22人に対し損害賠償を求める訴訟を同年3月7日付で提起したことは、懲罰制度を有名無実化する悪質な挑戦をして、議会の権威と秩序、品位を汚すものであるなどとして、松井議員に対し、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告するものです。

採決の結果、議会は多数をもってこれを可決しました。

松井努議員に対する懲罰の件を可決

令和3年12月8日の本会議において松井努議員が他人の私生活にわたる言論をしたこと等について、懲罰特別委員会において、松井議員に陳謝の懲罰を科すべきとする旨が決定されました。

令和4年2月8日の本会議では、松井議員に陳謝の懲罰を科すことが決定され、松井議員は、議場において、他人の私生活にわたる言論を行ったこと等を陳謝しました。

を展開(機微情報の暴露)したことから、令和4年2月8日の本会議において松井議員に陳謝の懲罰を科すことが決定された経緯が認められます。

この決定を受け松井議員は、本会議場において、「私は、令和3年12月8日の会議において、他人の私生活に関する事柄、及び、市民の機微情報に関する言論を行いました。このことは、地方自治法第132条に違反した行為であり、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、まことに申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝します。」と、陳謝致しました(市議会だより②参照のこと)。市政に対する市民の信頼が低下する中での松井議員による度重なる不祥事に対し、私たちは厳しい対応を余儀なくされました。

つかこしたかのり議員に対し 猛省を促す決議案を可決

令和5年3月13日、4人の議員から「市川市議会政務活動費の交付に関する条例を理解せず遵守しないつかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議について」が提出されました。

本決議案が提出された背景として、つかこしたかのり議員が、税金を原資とする政務活動費を充てて令和3年11月に発行した広報ビラに、「議員の調査研究その他の活動」といった政務活動費の本来の用途とは無関係である「家族の記念写真」と思われる写真など、不適切と思われる情報を複数掲載していたことから、市民並びに複数の会派及び議員から、「公私混同ではないか」などの指摘が相次いでいた事実が認められます。

これに対しいつかこ議員は、当該疑義が生じた支出約25万円につき、令和4年10月24日に一方的に返納したものの、肝心の「返納に至った理由」を一切説明しないなど、税金を原資とする政務活動費を使用する市議会議員に求められる説明責任を自ら積極的に果たすことができませんでした。

そこで、事態を重く見た松永修巳議長が、令和5年3月7日と8日の2日間に渡り、つかこ議員に対し改めて広報ビラに掲載した情報に係る事実確認と政務活動費の用途基準への適合性に関する自身の認識に関する質問を重ねましたが、つかこ議員は「第三者の個人情報に関わる」などと、松永議長からの質問に正面から答えることなく話をそらし続けたことから、多くの議員は、「つかこ議員は政務活動費の用途基準への適合性に関する説明責任を果たさなかった」「つかこ議員の態度は、(議員の責務)として、用途につ

き疑義を生じさせることのないようにしなければならない旨規定した、『市川市議会政務活動費の交付に関する条例(以下、条例という。)]第2条並びに(使途の透明性の向上)を規定した条例第11条第1項に明らかに抵触する』などと判断するに至りました。こうした経緯を経て、本決議を以て、つかこ議員を強く非難するとともに同様の事態を二度と繰り返さないよう猛省を促した次第です。

採決の結果、議会は多数をもってこれを可決しました。

なお、つかこ議員による不祥事は本件に限ったことではありません。令和3年3月8日には、本市における居住実態の有無について疑義が生じているとして資格審査特別委員会が設置された(注:市議会議員は、市内に居住する実態がない場合には、被選挙権がないこととなり、議員の資格を失います)経緯があるほか、令和4年6月29日の本会議においては、事実に基づかない発言で越川議員を侮辱したことから処分要求書に基づき懲罰特別委員会に諮られることとなり、同委員会並びに市議会はつかこ議員に対し4日間の出席停止の懲罰を科した事実が認められます(市議会だより③参照のこと)。市政に対する市民の信頼が低下する中でのつかこ議員による度重なる不祥事に対し、私たちは厳しい対応を余儀なくされました。

つかこしたかのり議員 に対する処分要求の件を可決

令和4年6月29日の本会議において、つかこしたかのり議員から侮辱を受けたとして、同日、越川雅史議員から議長に対し、つかこ議員の処分を求める処分要求書が提出されました。処分要求書の提出によって設置された懲罰特別委員会において、15人の委員による審査が行われ、つかこ議員に4日間の出席停止の懲罰を科すべきとする旨が決定されました。7月1日の本会議において、委員長より委員会審査の結果が報告され、採決の結果、議会は多数をもって、つかこ議員に対し4日間の出席停止の懲罰を科することを可決しました。

委員長	細田 伸一	副委員長	石原たかゆき
委員	長友 正徳	小山田直人	園松ひろき
	浅野 さち	中村よしお	高坂 進
	金子 貞作	秋本のり子	中山 幸紀
	松永 鉄兵	松井 勇	竹内 清海
	岩井 清郎		

▲市議会だより③ 2022年8月13日 254号

令和4年9月定例会では…

令和4年9月12日、4人の議員から「守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員(*当時は会派「緑風会第1」所属)に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について」が提出されました(市議会だより④参照のこと)。

本決議案は、令和4年4月10日、鈴木雅斗議員(*当時は会派「緑風会第1」所属)が会派「自由民主党」所属議員であるかのように守衛を欺き、同会派の控室の鍵を不正に入手し、警備員に開錠させた上で室内を無許可で撮影した事実が明るみになったことに端を発しておりますが、鈴木議員に対していわゆる議員辞職勧告決議案が可決されるのは、令和4年6月10日(1回目)、令和4年7月12日(2回目)に次いで3回目となりました。

しかしながら、鈴木議員は自ら市議会議員の職を辞することなく、盗撮した真相の究明と事件の解決に非協力的であり続けたことから、「本件をこれ以上市議会で扱うことには限界があることから、司直の手に委ね、法に基づく厳正な措置を求めざるを得ない」との判断に至り、9月定例会最終日の令

和4年9月30日には、4人の議員から「市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議について」が提出され、採決の結果、本市議会は多数をもってこれを可決しました(市議会だより⑤参照のこと)。

なお、鈴木議員による不祥事は本件に限らず、これまでも度々繰り返されてきた経緯が認められます。直近では、令和4年2月8日の本会議において客観的事実に基づかず他の議員を一方的に侮辱したことから、令和4年2月21日の本会議以降3度に渡り鈴木議員に合計12日間の出席停止を科した経緯が認められます。

市政に対する市民の信頼が低下する中での鈴木議員による度重なる不祥事に対し、私たちは厳しい対応を余儀なくされました。

その中でも、鈴木雅斗議員が他会派の控室の鍵を不正に入手し、同控室内を盗撮した犯罪的行為については、特に女性議員から厳しい指摘が相次ぎ、やなぎ美智子議員とさとうゆきの議員がそれぞれ、鈴木雅斗議員に対するいわゆる議員辞職勧告決議案に対し、賛成の立場から討論を行いました(やなぎ美智子議員による賛成討論の動画はQRコード①をご参照ください。また、さとうゆきの議員による賛成討論の動画はQRコード②をご参照ください。)



▲QRコード①



▲QRコード②

鈴木雅斗議員に対する 3度目の議員辞職勧告決議を可決

令和4年9月12日、4人の議員から「守衛を欺き不正に鍵を入手し、他会派の控室を無断で撮影した鈴木雅斗議員(*当時は会派「緑風会第1」所属)に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する決議」が提出されました。本決議案は、4月10日、鈴木雅斗議員が会派「自由民主党」所属の議員であるかのように守衛を欺き、同会派の控室の鍵を不正に入手し、警備員に開錠させた上で室内を無許可で撮影した事実が6月定例会初日の6月10日に行われた緊急質問で明らかになったなどとして、鈴木議員に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告するものです。採決の結果、市議会は全会一致でこれを可決しました。市議会は、6月定例会及び7月臨時会においても同趣旨の決議案を可決しており、鈴木議員に対する辞職勧告決議については、今回で3度目の可決となります。

「市川市長に対し鈴木雅斗議員を 刑事告発するよう求める決議」を可決

9月定例会最終日の令和4年9月30日、4人の議員から「市川市長に対し鈴木雅斗議員を刑事告発するよう求める決議」が提出されました。本決議案は、鈴木雅斗議員が4月10日の閉庁日、守衛を欺き警備員に会派「自由民主党」の控室を解錠させ、無許可で室内を撮影したことについて、市長の庁舎管理権を侵害するだけでなく、建造物侵入などの刑法犯に犯される可能性が高く、市議会、ひいては市の行政運営に対する市民の信頼をも大きく損なわせる行為であるとした上で、その後3度にわたる議員辞職勧告決議の可決を受けても、なお、鈴木議員が市議会議員の職を辞さず、真相の究明と事件の解決にも至っていないことなどから、本件を司直の手に委ね、法に基づく厳正な措置を求めざるを得ないとして、市長に対し、市として鈴木議員を刑事告発するよう求めるものです。採決の結果、市議会は多数をもってこれを可決しました。

▲市議会だより④ 2022年11月12日 255号 ▲市議会だより⑤ 2022年11月12日 255号

まとめ

2月定例会の速報版、いかがでしたでしょうか?限られた紙面ではありますが、これまでニュースなどで断片的に報じられていた内容につき、皆さまのご理解が深まれば幸いです。

次回の市議会定例会は6月の開催が予定されておりますが、本紙面をご覧頂いた方々からお寄せ頂いた意見については政策形成や質問に役立てて参ります。皆さまからの貴重なご意見、各議員にお寄せください。お待ちしております。

発行人 市川市議会議員

- ・中山 幸紀 ・金子 貞作
- ・細田 伸一 ・清水みな子
- ・秋本のり子 ・高坂 進
- ・越川 雅史 ・廣田 徳子
- ・増田 好秀 ・やなぎ美智子
- ・長友 正徳

編集後記

昨年3月の市長選挙を経て、数多くの問題が指摘されていた前市長が交代したことにより、市政の信頼回復への期待が高まっていますが、私たち市議会議員も市議会の改革に取り組んでいかなければなりません。

他の議会では、「問題があっても問題にしない風潮があるのではないか!」との指摘もありますし、議員の不祥事が明るみになる度に、たとえ1人の議員による不祥事であったとしても、「いったい市議会はどうなっているんだ!」「あなたも同じじゃないか!」などと、連帯的に責任が問われることから、他会派とはいえ同僚議員の不祥事には、一般論として目を瞑る傾向が見受けられるのも事実です。

しかしながら、今いったい市議会で何が起きているのか?について、包み隠すことなく真実に基づき情報発信していくことは、公共の利益に資するものであるばかりか、私たち市議会議員に課せられた使命の1つであるとも認識しております。

私たちの任期は5月1日を以て一区切りとなりますが、今後もその機会があれば、引き続き協力し合って市議会の諸課題に取り組んで参ります。

市川市議会関係者各位

2023年4月20日

速報「令和5年2月定例会のご報告」ビラ ポスティング配布先一覧

エリア	枚数
宮久保	2,400
曾谷	1,300
下貝塚	1,800
南大野	2,500
北方町	700
本北方	700
北方4丁目	400
柏井町	300
大町	800
北国分	150
国府台	200
堀之内	500
大野町	300
妙典	1,000
田尻	700
島尻	500
相之川	400
新井	900
広尾	200
南行徳	1,200
塩浜	1,600
末広	300
加藤新田	350
富浜	500
幸	2,000
入船	100
宝	800
塩焼	1,000
日の出	200
福栄	200
行徳駅前	1,000
合計	25,000

2023年4月10日～14日に配布致しましたことをご報告致します。

東京都中央区日本橋蛸殻町1-17-2
株式会社あーす
TEL 03-3669-6208

11様式第9号 (第6条関係)
(交付対象会派用)

支 出 伝 票

代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
中山	細田	2 - /

支 出 項 目	2 資料購入費	令和 5年 4月 25日 起票																				
支 払 金 額	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>金</td><td>額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>3</td><td>9</td><td>8</td><td>0</td><td>円</td> </tr> </table>		金	額													¥	3	9	8	0	円
金	額																					
				¥	3	9	8	0	円													
内 容	読売新聞 4月分	按分割合 100%																				

《領収書添付欄》

 領収書

区域 XXXXXXXXXX

お名前 中山 幸紀 様
南大野2-4
グリーンハイツC 1006
5年 4月分

銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞 朝刊 ※	1	3,980	
2			
3			
合 計		3,980 円	領収日 5年4月25日

※は軽減税率 (10.0 %対象 0円)
(8.0 %対象 3,980円)

家庭版

YC 読売センター市川大野
〒272-0805 市川市大野町3-1832
TEL 047 (337) 7 0 6 3

領収印 XXXXXXXXXX

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

11様式第9号 (第6条関係)
(交付対象会派用)

支 出 伝 票

代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
(印)	(印)	2-2

支 出 項 目	2 資料購入費	令和 5年 4月 25日 起票												
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>金</td><td>額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td> </tr> </table>		金	額					¥	3	4	0	0	円
金	額					¥	3	4	0	0	円			
内 容	産経新聞購読料 4月分	按分割合 100%												

《領収書添付欄》

領 収 証 自由民主の会 中山幸紀 様 No. _____

金額	¥ 3,400-									
----	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但 令和5年4月分として 産経新聞
年 月 日 上記正に領収いたしました
産経・毎日新聞
本八幡販売所
〒272-0832 市川市曾谷 6-30-19
TEL 047-371-3816 FAX
所長 [印]

収入印紙

登録番号

SVL-R1

様式第9号 (第6条関係)
(交付対象会派用)

支 出 伝 票

代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
		2 - 3

支 出 項 目	2 資料購入費	令和5年5月31日 起票								
支 払 金 額	<table border="1"> <tr> <td>金 額</td> <td>¥</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>円</td> </tr> </table>		金 額	¥	1	2	5	0	5	円
金 額	¥	1	2	5	0	5	円			
内 容	産経新聞 (令和5年4月 3,400円) 読売新聞 (令和5年4月 4,100円) 自治体情報誌ディーファイル (令和5年4月 5,005円)	按分割合 100%								

《領収書添付欄》

SZ 11 細田 伸一 様
市川1-3-37ロ-477スト301

R5年4月分
02区
12

領
収
証

銘 柄 名	部 数	金 額
産経新聞朝刊※ ※は軽減税率8%(消費税251)	合計	3,400
		3,400

毎 日 新 聞
産 経 新 聞
千 葉 日 報
ス ポー ツ ニ ッ ポ ン
サ ン ケ イ ス ポー ツ

〇年6月19日 領収額 (消費税込) 3,400円
右の通り領収致しました。
登録番号 15810315839531
ご愛読いただきまして、
ありがとうございます。

毎日新聞・産経新聞
廣 瀬 新 聞 店
◎272-0035 所長
市 川 市 新 田 4 - 9 - 1 6
TEL 047-370-4774
FAX

ご愛読ありがとうございます。

払込受領証
(コンビニエンスストア等用)

払込人氏名	細田 伸一 様
お客様番号	
金額	4,100
内消費税額 ()	304 円
受取人	Y C 市川
商品名	新聞購読料等 令和05年04月分
お問合せ先電話番号	
受領日印 コンビニ	23.4.27

(お客様お渡し)

- 再発行できませんので、あらかじめご了承ください。
- 角印がなくても正規の領収書として有効です。
- 合計金額が5万円以上で、クレジットカードでのお支払いの場合は、印紙税がかからないため、収入印紙は不要です。
- 宛名は必要に応じて変更が可能です。尚、変更後は「様」を忘れずにご入力ください。

発行日：2023年2月20日
領収書No. [REDACTED]



株式会社 富士山マガジンサービス
〒150-0036
東京都 渋谷区南平台町16-11-7F

細田 伸一様

領収書

•注文日：2023年2月20日



•注文番号：[REDACTED]

品名	数量	金額
20017319 自治体情報誌 D-file(ディーファイル)	1	¥60,060
送料		¥60,060
手数料		¥0
消費税		¥0
合計		¥60,060

但、品代(書籍代)として正に領収いたしました。
クレジットカードにて領収

11様式第9号 (第6条関係)
 (交付対象会派用)

支 出 伝 票

代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
		8 - /

支 出 項 目	8 事務費	令和 5年 4月 25日 起票											
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>金</td><td>額</td><td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td> </tr> </table>		金	額			¥	1	3	0	0	0	円
金	額			¥	1	3	0	0	0	円			
内 容	通信費 4月分	按分割合 80%											
《領収書添付欄》													

〒272-0804
市川市南大野2丁目4

C1006号室
中山 幸紀 様

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 [Redacted]
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒220 横浜市西区みなとみらい
-0012 4-7-3 横浜メディアタワー17F

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 090-4961-6673



年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 5月分	19,489円	2023年 5月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
合計	19,489円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 6月10日 [Redacted]
NTTファイナンス株式会 [Redacted]
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

11様式第9号 (第6条関係)
 (交付対象会派用)

支 出 伝 票

代 表 者	経 理 責 任 者	整 理 番 号
		8-2

支 出 項 目	8 事務費	令和 5年 4月 25日 起票											
支 払 金 額	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>金</td> <td>額</td> <td></td> <td></td> <td>¥</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>		金	額			¥	1	3	0	0	0	円
金	額			¥	1	3	0	0	0	円			
内 容	通信費 令和5年4月	按分割合 100%											
《領収書添付欄》													

